

老人クラブ保険の沿革・ご加入案内

— 会員のための保険制度 —

1. 沿革

(1) 全国の要望により「保険制度検討委員会」を設置

- ①昭和60年、“老人クラブ活動中の事故への補償制度を”との全国からの要望を受けて全老連に「保険制度検討委員会」を設置
- ②昭和61年9月、第1回「社会奉仕の日」において、清掃活動中に会員の交通事故死が発生。そのため多くの老人クラブ関係者から補償制度の早期創設が求められた。

(2) 老人クラブ団体傷害保険特約として 旧大蔵省認可

昭和62年6月、新しいタイプの保険（「老人クラブ団体特約」）として大蔵省認可を得る。

(3) 主な経緯

- 昭和58年 会員による共済制度・保険制度の創設検討
- 昭和60年 全老連に「老人クラブ保険制度検討委員会」を設置
- 昭和62年 5月／全老連理事会・評議員会で審議可決
6月／大蔵省認可
9月／保険募集・補償の開始
- 平成10年 24時間補償タイプを追加
- 平成26年 賠償責任保険の新設

(4) 引受保険会社

- 幹事会社：東京海上日動火災保険株式会社
- 副幹事会社：損害保険ジャパン株式会社・三井住友海上火災保険株式会社

2. ご加入案内

(1) 会員のメリット

- ①全老連一括契約による団体割引の適用
- ②傷害保険は年額500円から、賠償責任保険は一人あたり100円の安価な掛金
- ③加入年齢の制限がない

(2) 保険の対象者・取りまとめ・加入申込書

- ①市区町村老連及び都道府県・指定都市老連に所属している単位老人クラブ会員が対象。
- ②団体保険のため、保険担当者を決めて加入希望者を取りまとめ「単位老人クラブ名」で申込み。
- ③加入を希望される老人クラブは必要書類をお送りしますので下記までご照会ください。
ご加入にあたっては、各保険のパンフレット及び「重要事項説明書」を必ずご確認ください。

●照会先：全国老人クラブ連合会 保険係

TEL：03-3597-8770（平日午前9：30から12：00、午後1：00から5：00）

FAX：03-3597-8767（24時間、365日受付）

(3) その他

- ①この資料は保険契約者である全国老人クラブ連合会が会員向けに作成しています。
- ②この資料は最新版をインターネットからダウンロードできます。
全国老人クラブ連合会ホームページのトップページ（右上）「活動保険」⇒「老人クラブ会員向けに傷害保険・賠償責任保険で安心補償」ページ（右下）老人クラブ保険関係資料（研修・回覧用）の「PDFファイル」をクリックしてください。